

Q6 健康保険組合などの被扶養者で、これまで保険料を負担していなかった人も保険料を負担するのでしょうか？

A6 健康保険組合や共済組合等などの被用者保険の被扶養者で、これまで保険料を負担していなかった方についても、後期高齢者医療制度の被保険者となればみんなと同じように保険料を負担することになります。

ただし、被保険者の資格を得た日のある月から2年間は保険料の均等割が5割軽減されます。

詳しくは、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。